

平成 26 年 9 月

平成 26 年度 王寺町行財政改革大綱

王寺町では、平成 18 年度に策定しました「新・王寺町行財政改革大綱」に基づき、団塊の世代^{*1}の大量退職による職員不補充及び組織機構改革などを行い、定員の適正管理に努め、総人件費を抑制するなどの改革を進めてきました。

しかし、本町の財政状況は、平成 24 年度決算での経常収支比率^{*2}（総務省地方財政状況調査^{*3}）が、全国平均の 90.7% を上回る 92.9%（全国 1,742 市町村中 1,416 位）と、依然として財政が硬直した状態にあります。

国から交付される普通交付税は、平成 25 年度では前年度より約 4 千万円減収し、平成 25 年 6 月現在で借金が 1,000 兆円を超えた国の財政状況を鑑みると、今後も地方交付税^{*4}の伸びを期待することはできません。

また、王寺町における少子高齢化の状況は、現在、65 歳以上人口が約 5,900 人、高齢化率は約 25% と、4 人に 1 人が高齢者となっていますが、国立社会保障・人口問題研究所^{*5}による数値を基にした将来人口推計では、10 年後には約 7,500 人、3 人に 1 人が高齢者になる見込みです。

新生児についても、平成 20 年から平成 24 年までの 5 ヶ年平均の合計特殊出生率^{*6}は、本町は 1.26 人となっており、人口の維持に必要とされる 2.07 人は言うに及ばず、全国平均の 1.38 人をも下回っています。

さらに、学校基本調査^{*7}（文部科学省）による平成 6 年から平成 25 年までの中学生以下（園児、児童、生徒の合計数）の増減率は、本町は △35.1% と、全国平均の △23.9%、奈良県平均の △27.8% を大きく上回る減少となっています。

民間の有識者による日本創成会議^{*8}（座長：増田元総務大臣）においても、若年女性（20～39 歳）の減少から将来推計した平成 52 年における王寺町の人口減少率は、49% と発表されています。

このようなことから、これまでの行政運営に見られた「どのくらいお金をかけ、どのくらいの行政サービスを行ったのか」という予算の投入量を重視した視点から脱却し、今後は、社会情勢や経済動向を注視し、住民ニーズを十分に反映させながら、限られた財源の中で、高齢者福祉施策と少子化対策・子育て支援策とのバランスがとれた行政サービスを推進するなど時代の要請に応じた政策が必要となります。

そのため、王寺町では、簡素で効率的な組織のもと、最少の経費で最大の住民サービスの実現に向けて、行財政改革を推進する基本的な考え方を示すものとして王寺町行財政改革大綱を策定するものです。

I 行財政改革の目的

1. 時代に即した住民サービスの提供

少子高齢化と人口減少時代の中では、出生率向上や定住人口の増加につなげていくため、高齢者福祉施策のあり方を見直し、それに合わせて少子化対策や子育て支援策などの行政サービスの充実を図る必要があります。

また、複雑化・多様化する住民ニーズに対応していくためには、住民ニーズを迅速に的確に把握する必要があるほか、さらに高齢化が進めば、福祉施策をはじめとするサービスを行政だけできめ細かく提供していくことは困難なことから、自助・共助・公助の協働のまちづくりを推進する必要があります。

そこで、タウンミーティング^{*9}、パブリックコメント^{*10}やアンケート調査の実施など開かれた行政を推進し、積極的に住民ニーズを把握するなど広聴を充実することにより、住民の意見を十分に反映させた行政サービスを、住民やボランティア団体といったまちづくりのさまざまな担い手の参画のもとに提供していきます。

2. 持続可能な財政基盤の確立

王寺町においても、急速に少子高齢化が進むことに伴い、就労人口が減少し、自主財源である税収の減少が危惧されています。また、義務的経費である社会保障費の増加によって、歳入と歳出のバランスを確保することが、ますます厳しくなっています。

こうした社会情勢の変化や多様化する住民ニーズに対応するため、既存事業の効果について検証を行い、スクラップ＆ビルトの考え方のもと、事業効果が小さく既に当初の役割を終えたと考えられる事業は廃止を含めた見直しを行い、効果的な財源配分を行うことで、更なる住民サービスの向上を図ります。

就労人口を維持し、税収を確保していくには、王寺町内での出生を促すとともに、若い世代の転入、定住化を促進していくことが必要です。安心して子どもを生み育てられるよう、子育て支援策を拡充するとともに、子どもが健やかに成長していくうえで必要な環境の整備を行っていきます。

また、王寺駅周辺と国道168号の沿道を中心とした商業の活性化や、観光産業の振興による税源涵養を図っていきます。

さらに、住民サービスの向上を図りつつ、効率的な行政運営を進めるため、県や周辺自治体との「広域連携」も強化していきます。

3. 危機管理体制の強化

住民の生命と財産を守ることは、行政の最も重要な使命の一つです。今後、発生が懸念される南海トラフ巨大地震や風水害などの自然災害に対して、被害の最小化と被害の迅速な回復能力を確保するため、地域強靭化計画^{*11}のガイドラインに沿った地域防災力の強化が求められています。

公共施設の耐震化、避難所の整備を進め、必要な備蓄を確保するとともに、災害の発生が見込まれる場合の避難勧告や避難指示の発令、避難誘導、避難行動支援等において、適時に、安全かつ迅速な対応ができるよう、危機管理体制を強化する必要があります。

また、「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神のもと、住民と行政の協働による安全・安心なまちづくりを推進するため、住民の防災意識の高揚を図りながら、自主防災体制への更なる支援を行います。

II 基本方針

①住民参加と協働の推進

1. ボランティア活動の支援
2. 地域コミュニティの活性化
3. 住民参画のための環境づくり

住民が自分たちの住む地域に愛着を持ち、行政と一緒に自らの地域を築く住民参加のまちづくりを目指します。自助、共助、公助の協動のまちづくりへシフトするため、個人・団体等が地域社会における役割を認識し、自発的・積極的に行政分野に参画ができるよう、住民参画のためのシステムを構築します。

②組織・人材マネジメントの見直し

1. 人材育成
2. 組織・機構改革
3. 職員の意識改革（住民目線・スピード感・コスト意識・
P.D.C.A^{*12}【計画、実行、検証、見直し】）

時代に即した住民サービスを提供していくには、職員が、社会情勢の変化を的確に捉え、新たな役割や求められる能力を身につけ、仕事の質的向上や自己変革のための強い目的意識を持つことが必要です。

そのため、OJT^{*13}はもちろんのこと、若手職員による政策形成研修、法制執務研修、先進地視察研修などの職員研修を充実するとともに、各専門的知識や人材交流を目的として、派遣研修を拡充します。

また、住民ニーズに即した行政サービスを実施していくうえで必要な人材を確保・配置し、それに合わせて事務分掌の見直しを行い、事務効率に優れた組織、一体感のある強い組織を構築します。

③歳入・歳出の見直し

1. 岁入の確保
2. 岁出（経常経費）の削減
3. 受益者負担の見直し

全職員が、本町は厳しい財政状況にあるという共通認識のもと、限られた財源を効率的・効果的に活用していくことが求められています。

歳入面では、売却可能資産の処分や町有財産の有効活用などにより、自主財源の確保に努めるとともに、少子高齢化社会・人口減少社会においても、歳入全体の規模が縮小しないよう、就労人口を維持し、定住を促進し、商業の活性化、観光の振興など税収確保のための施策を推進します。

また、歳出面では、発注における競争性の確保や、既存事業についても、前例にとらわれずゼロベース^{*14}から見直し、必要な改善を行うことにより、経常経費を削減していきます。

また、公平性の確保のため、特定の利用者に対する行政サービスについて、適正な受益者負担を求めます。

④施設整備・施設管理の見直し

1. 施設管理の見直し
2. アウトソーシング^{*15}
3. ファシリティマネジメント^{*16}
4. 資産・債務管理

施設管理については、指定管理者制度^{*17}の導入も含めて、直営の運営方法の見直しを行うとともに、ファシリティマネジメント（施設を総合的に企画、管理、活用する経営活動）の手法を研究し、総務省が要請している公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するための公共施設等管理計画の策定を検討します。

資産・債務管理については、複式簿記の考え方を採用した新公会計制度（基準モデル）^{*18}導入により、資産・債務に関する情報開示と適切な管理を推進していきます。

⑤業務の見直し

1. 時代に即した行政サービスへの転換
2. 新たな行政サービスの提供
3. I C T^{*19}（情報通信技術）の推進

少子高齢化や人口減少といった課題に取り組むなど、時代に即した行政サービスのあり方へと転換を図ります。また、身近な施設において、新たな行政サービスを提供することにより、住民の利便性の向上を図ります。

平成28年1月からスタートするマイナンバー制度^{*20}など、I C T（情報通信技術）の活用により、行政サービスの充実とともに、事務の効率化に努めます。

⑥広域連携の推進

県と市町村が連携して行政課題を解決していく「奈良モデル^{*21}」は、既に消防の広域化、税の協働徴収、橋梁点検など実施しております。今後、広域の交流拠点である「王寺」のポテンシャルをより活かし、ハローワークなどの誘致による新たな行政サービスの提供のほか、地方自治法の改正など、地方行政の環境変化を的確に捉え、広域連携を更に推進し、住民サービスの向上を図りつつ、行政の効率化に取り組んでいきます。

III 推進期間及び推進体制

住民生活に影響が少ない事務改善については、平成26年度の予算から順次、反映していきます。また、継続して検討を要する改革については、平成26年度から28年度までの期間に、計画的に取り組むこととします。

推進体制は全職員とし、行財政改革が定められた期間内に実行できるよう、政策推進課において進捗管理を行います。

IV 改革の検証・継続

行財政改革実施後も、更なるサービスの質的向上を目指し、社会情勢や経済動向や住民ニーズを十分に把握しながら、継続的に行政サービスの見直しを行い、今後の予算編成に反映させていきます。

(参考) 語句の解説

(※1) 団塊の世代

団塊の世代とは、戦後の第一次ベビーブーム期（昭和22年～昭和24年）ないしその前後に生まれた世代を指します。

(※2) 経常収支比率

経常収支比率とは、地方公共団体の財政構造の弾力性を測る指標です。毎年度経常的に収入することのできる町税や普通交付税といった一般財源を、人件費や扶助費、公債費（借入金の返済）など毎年度経常的に支出している経費にどの程度使用しているか、その割合を求めたものです。

この数値が低いほど、お金の使い道の自由度が増し、市町村の状況に応じて使うことができます。逆に、この数値が高いほど、財政にゆとりが無く、公共施設の建替えといった臨時的な支出に対応できないということになります。

(※3) 地方財政状況調査

毎年度、総務省に報告する調査で、「決算統計」とも呼ばれています。全国の地方公共団体の決算の状況を統一的に比較するため、全国共通のルールにより作成します。

(※4) 地方交付税

地方公共団体の税源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定の行政サービスを提供できるよう、国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付するものです。地方交付税には、普通地方交付税と特別地方交付税の2種類があり、普通交付税は、一定の行政サービスを行ううえで、財源不足が生じない地方公共団体には交付されません。

(※5) 国立社会保障・人口問題研究所

平成8年に設立された、厚生労働省に所属する国立の研究機関であり、人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策についての研究を行っています。

(※6) 合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

(※7) 学校基本調査

文部科学省が、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的に実施するもので、毎年5月1日現在を調査期日として、学校に関する基本的事項の調査をしています。

(※8) 日本創成会議

10年後の世界・アジアを見据えた日本全体のグランドデザインを描き、その実現に向けた戦略を策定するため、産業界労使や学識者など有志で立ち上げられた組織（座長：増田元総務大臣）です。日本の諸システムの総点検を行い、国民の立場から新しい日本を創るために提言を発信されています。

(※9) タウンミーティング

行政に対する住民からの意見・提案を、直接対話により公聴する機会として、地域の課題などをテーマに開催する会議のことです。

(※10) パブリックコメント

行政が政策の立案や規則の制定などを行おうとする際、その案を公表し、広く意見等を提出する機会を設け、それにより提出された意見等を考慮して意思決定を行う手続きのことといいます。

(※11) 地域強靭化計画

大規模な自然災害をはじめとする様々な危機から人命を守り、仮に被害が生じたとしても致命傷を避けると同時に迅速に回復できる「強さとしなやかさ」を備えた国土及び経済システムの構築を目指して、平成25年12月に「国土強靭化基本法」が成立しています。それを受け、政府は、国が執り行うべき取り組みを具体化した国土強靭化計画を平成26年6月に閣議決定し、現在、地域における取り組みの指針となる「地域強靭化計画策定ガイドライン」の取りまとめを行っています。

(※12) P・D・C・A

業務プロセスの管理手法の一つで、計画(plan)→実行(do)→評価(check)→改善(action)という4段階の活動を繰り返し行なうことにより、業務プロセスを継続的に改善していく手法のことです。

(※13) OJT

OJTとは”On the Job Training”の略称で、上司や先輩が、日常の仕事を通じて、業務上必要とされる知識や技術を指導する、職場内研修のことを指します。

(※14) ゼロベース

物事を考える際に、過去の実績についても、白紙の状態に戻すこと、または、先入観にとらわれることなく、問題点を考える姿勢のことです。

(※15) アウトソーシング

業務の一部を外部の事業者などに委託することです。設備投資等のコストや手間の掛かる非効率な業務をアウトソーシングすることにより、経費が節減できるだけでなく、より重要なところに人員や財源を集中することができます。

(※16) ファシリティマネジメント

アメリカで生まれた新しい経営管理方式です。公益社団法人「日本ファシリティマネジメント協会」においては、ファシリティマネジメントを「企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を、経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動」と定義されています。

(※17) 指定管理者制度

民間のノウハウを導入することで、事務の効率化及び経費の節減を図ることを目的に、地方公共団体が所管する公の施設について、管理・運営を民間事業会社も含む法人や団体に委託することができる制度のことです。

(※18) 新公会計制度（基準モデル）

従来の官庁会計（単式簿記・現金主義会計）を補完するものとして、民間の企業会計（複式簿記・発生主義会計）の考え方を取り入れた新しい会計制度のことです。新公会計制度では、貸借対照表などの財務諸表の作成・公表を行い、住民に分かりやすい財務情報の提供が可能になるほか、行政運営においても、ストック（資産・負債）とフロー（損益）の比較をすることで、より計画的に、よりきめ細かな運営が可能になります。

基準モデルとは、新公会計制度の考え方のひとつで、民間企業会計の考え方を基に、地方公共団体特有の条件も加味したうえで、発生主義により収入伝票や支出伝票を仕分して、財務書類を作成するものです。

(※19) I C T

I C Tとは“Information and Communication Technology”的略で、「情報通信技術」のことです。

(※20) マイナンバー制度

「社会保障・税番号制度」のことで、複数の機関に存在する個人の情報を、同一人の情報であることの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性と透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤として整備されます。平成27年10月から、国民一人ひとりに個人番号（マイナンバー）が通知され、平成28年1月から、社会保障や税などの行政手続においてマイナンバーの利用が始まります。

(※21) 奈良モデル

行政経営の効率的・最適性を求める観点から、奈良県と県内市町村それぞれが有している人的資源、財源、様々な公共施設等を県全体として有効活用できるよう、平成22年度より、県と市町村の新たな役割分担を検討する「奈良モデル」検討会が開催されています。

役割分担見直しの検討対象となる業務について、市町村間の連携（水平補完）、小規模市町村への支援（垂直補完等）、県から市町村への権限委譲など、最適な事務の執行のあり方、県と市町村の財政負担のあり方を検討し、取り組みが可能なものから順次、実行に移しています。